

令和7年第6回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第6号)

招 集 年 月 日	令和7年6月25日 (水)		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和7年6月25日 14時00分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和7年6月25日 15時00分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 9 名 欠 席 1 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	河野 幸枝	○
	2	佐藤 潤	○
	3	沖 貴雄	△
	4	宮本 千春	○
	5	藤井 里枝	○
	6	斎藤 文彦	○
	7	武本 宮紀	○
	8	影井 伊久美	○
	9	笠井 清孝	○
	10	河本 穂津雄	○
議事録署名委員	1 番	河野 幸枝	
	2 番	佐藤 潤	

会議に付した事案

[illegible]

議長	総会を開会させていただきます。 本日の出席委員 9 名です。 出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。 これより令和 7 年第 6 回安芸太田町農業委員会総会を開会します。(14 : 00)
議長	議事録署名者の選任を行います。 この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。 (全員異議なし)
議長	全員異議なしと認めます。 よって議事録署名者に 1 番委員と 2 番委員を指名します。
議長	会議書記の指名を行います。 本日の会議書記に農業委員会事務局職員、内藤康介氏を指名します。
議長	それでは、今回提出された議案第 37 号から議案第 46 号について事務局長より提案説明をお願いします。
事務局長	(提案説明)
議長	それでは、議案第 37 号について事務局より提案説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 37 号について説明させていただきます。議案書の 1 ページをご覧ください。安芸太田町農業委員会事務局職員の任命についてです。農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項の規定により、職員は農業委員会が任命することとなっております。本件は徳永大使氏を免ずる内容となっております以上です。
議長	それでは、議案第 37 号について審議に入ります。議案第 37 号について、質疑ありませんか。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 37 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 37 号は申請のとおり承認決定いたしました。 次に、議案第 38 号について事務局より提案説明をお願いします。

事務局	はい、議案第 38 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。議案書の 2 ページをご覧ください。申請者、譲渡人の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さんです。譲受人の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さんです。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字加計、字神田、地番が 3366 番 1、3366 番 2、地目が畑で合計面積が 227 m²です。理由としましては、譲渡人は遠方に居住し管理困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため譲り受けとなっております。以上です。
議長	それでは続いて私の方から説明をさせていただきます。議案書 2 ページをご覧ください。図面は 3 ページ 4 ページおよび、申請農地の現状の写真を資料 7 で添付しておりますので、それをご覧ください。場所は、加計支所から北に約 300 メートルぐらいの旧加計保育園の近くになります。6 月 21 日に先、佐々木推進委員と 2 名で譲受人立ち会いの下、現地調査をした結果について事案説明をいたします。譲渡人は遠方に住んでおり、管理困難のため譲受人に譲り渡すものです。写真で見えていただきますと、上の部分ですが、ちょうど譲受人の自宅に挟んで、写真から見れば左側と上に現在畑があります。これが申請地になります。これは現在、譲渡人から借り受けて現在も家庭菜園として活用されております。この度の申請については、この農地を譲り受け、引き続き野菜を作成される計画になっております。農機具も所有されており、農作業に常時従事されており、周辺農地に影響もありません。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しませんので、許可相当と判断しました。審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案第 38 号について審議に入ります。議案第 38 号について、質疑ありませんか。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 38 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 38 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、議案第 39 号について、事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 39 号の説明をします。まず冒頭、申し訳ございません。議案書の 2 ページになりますが、申請者住所の誤り及び、申請地の 1 筆について取下げの依頼があった為、別紙と差し替えをお願いします。 農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さん、譲受人の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さんです。権利の内容は譲渡に

	よる所有権移転となります。申請地は大字川手、字田中原、地番が 1018 番、地目が畑、面積が 104 m²です。理由としましては、譲渡人は高齢で管理困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため譲り受けとなっております。以上です。
議長	続いて 6 番委員より説明をお願いします。
6 番委員	議案第 39 号の説明をします。議案書の 5 ページをご覧ください。図面は 6 ページ 7 ページです。申請地は戸河内川手にあります四合生活センターの歩道近くとなります。6 月 13 日、譲渡人への電話での聞き取り、6 月 14 日に推進員の田中さん、また譲受人と現地の確認をしました。譲渡人と譲受人は親子関係になります。1018 番の畑は現在無花果の木が 1 本と梅の木が 1 本ありました。譲受人はしばらくは草刈りなどの管理をして荒らさないように努め、先では家庭で食べる、じゃがいもなどの耕作をしていきたいそうです。譲受人は、管理機と刈払機を所持しておられます。周りの営農条件に支障を生じる恐れがないことから、結果相当と判断しました。審議をお願いします。
議長	それでは、議案第 39 号について審議に入ります。議案第 39 号について、質疑ありませんか。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 39 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 39 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、議案第 40 号について、事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 40 号の説明をします。農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さん、譲受人の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さんです。権利の内容は譲渡による所有権移転となります。申請地は大字中筒賀、字吉ヶ瀬、地番が 966 番 2、1032 番 2、地目が畑、合計面積が 1,092 m²です。理由としましては、譲渡人は遠方に居住し管理困難なため譲り渡す、譲受人は譲渡人の親戚であり、管理してきた申請地を耕作するため譲り受けとなっております。以上です。
議長	続いて 5 番委員より説明をお願いします。
5 番委員	はい、議案第 40 号の説明をいたします。議案書の 8 ページをご覧ください。図面は 9、10 ページです。6 月 13 日に申請者に電話にて聞き取り確認し、推進委員佐々川さんと現地確認いたしました結果について説明いたします。申請地

	は中国電力吉ヶ瀬発電所空き地付近と西へ 300 メートルぐらい進んだ場所に位置します。譲渡人は遠方におられ、管理耕作も困難であり、一部の農地は譲渡人にすでに耕作してもらっておられます。譲受人は広島市高陽にお住まいですが、実家が耕作地のそばにあり、毎週 2 日程度、年間 100 日ぐらい、奥様と来られて野菜作り、果樹栽培等されています。この度、譲渡人に贈与の話がまとまったため、農地法第 3 条の申請をされました。譲受人と譲渡人は親族関係です。周辺の農地にも影響なく、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しませんので、許可相当と判断しました。審議のほどよろしくをお願いします。
議長	それでは、議案第 40 号について審議に入ります。議案第 40 号について、質疑ありませんか。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 40 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 40 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、議案第 41 号について、事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 41 号の説明をします。議案書の 11 ページをご覧ください。農地法第 4 条の規定による許可申請についてです。申請者の住所は■■■■■、氏名が■■■■■さん。申請地は大字上筒賀、字西坂原、地番が 214 番、地目が畑、面積が 26 m²です。理由としましては、既に宅地として使用しているため始末書を付しての申請となっております。以上です。
議長	続いて 1 番委員より説明をお願いします。
1 番委員	はい、議案第 41 号の説明をします。議案書の 11 ページ、図面 12、13 ページをご覧ください。6 月 19 日に現地確認と、22 日にこの申請の紹介先である行政書士の■■■■■さんへ電話による聞き取りをしました結果について事案説明いたします。申請地は、国道 186 号線沿いの坂原コミュニティセンターから吉和方面へ約 70 メートル進んだところに位置しております。申請者の■■■■■さんは、令和元年頃から申請地を駐車場として利用されておりました。■■■■■さんからは始末所も提出されており、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に事象を生ずる恐れもないと認められることから、許可相当と判断しました。審議のほどよろしくをお願いします。
議長	それでは、議案第 41 号について審議に入ります。議案第 41 号について、質疑ありませんか。

	(全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第 41 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 41 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、議案第 42 号について、事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 42 号の説明をします。議案書の 14 ページをご覧ください。農地法第 4 条の規定による許可申請についてです。申請者の住所は■■■■■■■■■■、氏名が■■■■■■■■■■さん。申請地は大字坪野、字本郷、地番が 900 番 7、地目が畑、面積が 7.59 ㎡です。理由としましては、墓地として使用するためとなっております。以上です。
議長	続いて 4 番委員より説明をお願いします。
4 番委員	議案 42 号の説明をいたします。議案書 14 ページをご覧ください。図面は 15 ページ 16 ページ。また今回申請書を分筆されている関係で資料 1 も合わせてご覧ください。6 月 13 日、申請者と現地立会聞き取り調査した結果に基づき、議案説明させていただきます。本事案は墓地への転用事案です。申請地は加計市所から広島方面へ約 10 キロ坪野地区の山手側に位置しております。■■■■さんは現在山の近くにある墓地が落石など危険であり、実家裏の畑へ移設したいとのことです。このことから移設する箇所の畑 900 番 5 を分筆登記され、墓地経営許可も併せて申請しておられます。以上、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可相当と判断しました。審議のほどよろしく願いいたします。
議長	それでは、議案第 42 号について審議に入ります。議案第 42 号について、質疑ありませんか。
	(全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 42 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 42 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、議案第 43 号について、事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 43 号の説明をします。議案書の 17 ページをご覧ください。農

	地法第 4 条の規定による許可申請についてです。申請者の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さん。申請地は大字松原、字松原、地番が 1146 番 3、地目が田、面積が 35 m²です。理由としましては、墓地として使用するためとなっております。以上です。
議長	続いて 6 番委員より説明をお願いします。
6 番委員	議案第 43 号の説明をします。議案書の 17 ページをご覧ください。図面は 18、19 ページです。それから資料の 2 を付けてもらっていますので、それも合わせてみてください。6 月 16 日、申請者と現地の確認をしました本事案は墓地への転用事案です。申請地は深入山グリーンシャワーの国道を挟んだ向かいになります。ここは、一昨年まで申請者の母親が住まわれたところになります。今はお亡くなりになり、申請者が管理されております。もともと、墓は松原地区の共同墓地にありましたが、そこは車が近くまで入らず、狭い道を歩いて行かなくてはならず、非常に不便でした。それで、管理のしやすい申請地への移動を希望されております。近くに別荘団地がありますが、承諾を得ておられますし、観光地の深入山グリーンシャワーがありますが、役場の方からも問題ないと言われているそうです。事業規模から見ても適切な面積であり、周りの営農条件に支障が生じる恐れもないことから、許可相当と判断しました。審議のほどお願いします。
議長	それでは、議案第 43 号について審議に入ります。議案第 43 号について、質疑ありませんか。
議長	事務局の方に、これは公営の中になっていますが問題ないのでしょうか。どこの位置になりますか。
議長	矢印の場所がわかりづらい箇所であり申し訳ございません。矢印の先の丸の箇所になります。
議長	その他質疑はありませんか。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 43 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 43 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、議案第 44 号について、事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 44 号議案書の 20 ページをご覧ください。農地法第 3 条の規定

	による許可処分の取消し願いについてです。許可年月日については平成 31 年 4 月 24 日安芸太田町農委員指令第 14 号となります。申請者、譲渡人が[REDACTED]。氏名が[REDACTED]さん、譲渡人の住所が[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さん。権利の内容は譲渡による所有権の移転となります。申請地は大字加計、字神田。地番が 3351 番 1、3367 番、3381 番 1、地目が畑、合計面積が 1039 m²となります。理由につきましては、譲渡に係る所手続費用の発生により破断となったためとなっております以上です。
議長	ここで一旦休憩をします。
議長	休憩を廃し、会議を再開します。それでは、議案第 44 号について審議に入ります。議案第 44 号について、質疑ありませんか。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 44 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 44 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、議案第 45 号について事務局より詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 45 号の説明をします。議案書の 23 ページをご覧ください。非農地証明申請についてです。申請者の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さん。申請地は大字加計、字神田、地番が 3351 番 1、3367 番、地目が畑、合計面積が 602 m²です。理由としましては、地目変更をするためとなっております。 続いて説明します。6 月 10 日に 10 番委員と事務局 2 名の計 3 名で現地調査を行った結果について説明します。議案書は 24 から 25 ページ、資料 3 の写真をご覧ください。写真のとおり申請地は山林と化しており、また申請者の[REDACTED]さんは遠方に居住していることから農地として管理することが難しい状況です。周辺の農地に影響はないため、非農地証明に相当すると判断しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議長	ここで一旦休憩をします。
議長	休憩を廃し、会議を再開します。それでは、議案第 45 号について審議に入ります。議案第 45 号について、質疑ありませんか。 (全員質疑なし)

議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 45 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 44 号は申請のとおり承認決定いたしました。 次に、議案第 46 号について事務局より詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 46 号の説明をします。議案書の 26 ページをご覧ください。 本件は、安芸太田町長より安芸太田農業振興地域整備計画の変更について意見を求められているものです。内容については、資料 4、2 ページからご覧ください。 社会情勢の変動、自然・社会・経済諸条件等から総合的に判断し、やむを得ないと認められるもの、及び農村生活の利便性の向上を図るため、農用地区域からの除外を行うものです。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2、及び同施行令第 3 条の規程により、関係機関の広島市農協、太田川森林組合及び安芸太田町農業委員会より意見を聞くものとなっています。 農振農用地からの除外についての要件は 2 点です。まず 1 点目に農振農用地である必要性がなく、他に代替地がないと認められること、2 点目に営農に支障を及ぼす恐れがないと認められること、という 2 つの要件が満たされるかについて審議をお願いします。 3 ページから 5 ページをご覧ください。今回の 4 月の申出期間では 6 件の申出書が提出されております。 位置番号 1 番の上殿西地免地区での太陽光発電施設の図面が 10～13 ページです。現況は休耕地で転用面積が 1,259 m²です。 2 番、上殿中小路地区での太陽光発電施設用地が 14～17 ページです。現況は休耕地で合計面積は 1,324 m²です。 3 番、上殿孝哉河内地区での駐車場用地への転用が 18～21 ページです。現況は耕作地で面積は 337 m²です。申請者の親族や周辺にあるお寺でイベントがある際に自由に利用してもらう事を想定されております。 4 番、中筒賀天神原地区での太陽光発電施設用地が 22～25 ページです。現況は休耕地で合計面積は 1,481 m²です。 5 番も同じく中筒賀天神原地区での太陽光発電施設用地への転用で 26～29 ページです。現況は休耕地で面積は 2,242 m²です。 6 番は上筒賀坂原地区での駐車場用地への転用で 30～33 ページです。現況は休耕地で面積は 1,162 m²です。申請者の保有する除雪車両を駐車するためのものになります。以上 6 件で合計面積 7,836 m²となっています。以上で説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしくをお願いします。
議長	それでは、議案第 46 号について審議に入ります。議案第 46 号について、質疑ありませんか。
8 番委員	太陽光パネルについて、周辺に対しての説明はされているのでしょうか。

事務局	周辺に対して承諾書類をとって申請されています。
議長	筒賀の天神原のほとりについてもですが、景観が悪くなるので周辺に対して言っておいた方がいいと思います。
事務局	申請を受け取る際、周辺への確認について念押しで確認をするようにいたします。
議長	その他、質疑ありませんか。
	(全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第46号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第46号は申請のとおり承認決定いたしました。 次に報告事項について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、報告事項が2点ございます。1点目に農地法第3条の3の規定による届出書が8件出ております。資料5をご覧ください。安芸太田町の■■■■さん、安佐北区の■■■■さん、安芸太田町の■■■■さん、安佐北区の■■■■さん、安佐南区の■■■■さん、安芸太田町の■■■■さんからの相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目等は、記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。 2点目に令和7年度農地利用状況調査の実施について説明をさせていただきます。資料6の実施要領をご覧ください。利用状況調査ですが、農地法第30条において「農業委員会は、農林水産省令で定めるところにより、毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査を行わなければならない。」と定められた調査になっております。 調査の目的は農地の利用促進につなげるための情報収集であり、重点項目は①地域の農地利用の確認②遊休農地の実態把握③違反転用の発生防止及び早期発見の3点です。実施時期は今年度も7月1日から9月30日までとなっております。 次に実施内容ですが、全ての農地を対象に現地確認を行い、調査内容を農地利用状況調査票へ記入していただきます。調査票への記入後取りまとめを行い、事務局に提出してください。事務局は調査票の提出を受け、農地基本台帳に調査内容を記録保存します。これにより、(1)遊休農地及び遊休農地の恐れのある農地の把握(2)農地法の許可(届出)案件の履行状況の確認(3)農地の違反転用の早期発見(4)過去の調査において既に荒廃農地と区分されている農地の再生状況及び再生後の利用状況の確認を行っていきます。

	実施体制としましては農地利用最適化推進委員、農業委員の各担当地区で現地確認を行っていただき、推進委員、農業委員、事務局が協力して実施します。調査票については、事務局で準備します。現地調査を行う際にはキャップ及びネームを着用していただき農地調査とわかるようにしてください。調査を実施した際は、日時を活動記録簿に記入をしてください。 調査日についても農地基本台帳へ記録いたします。事後指導としましては、再利用と判断した農地については利用意向調査書を11月末までに発出して耕作の再開指導、活用の意向確認を行います。過去に農地転用等許可を受けた場所で履行されていない案件については意向確認を行います。利用意向調査書の回答期限は令和7年1月末にする予定です。 2ページ目をご覧ください。2ページに遊休農地対策の流れをまとめた図を参考までに載せておりますので、参考にご覧いただけたらと思います。 3ページには利用状況調査における判断項目を載せております。この中から農地の状況を判断していただき、調査票に記入していただきます。昨年と変更はありませんが、意識統一のために判断基準の説明を簡単にさせていただきます。まず営農ですが、ビニールハウス・露地どちらでも一筆のうち一部でも耕作されていれば営農にしてください。 次に維持ですが、一筆の面積が小さくても畔や農地の一部となっている場合は維持としてください。果樹が植えてある場合などは多少雑草が伸びていても農地となりますので維持にしてください。また、維持と再利用で迷う場合には維持として、来年の調査まで様子を見るようにしてください。次に再利用ですが、何年か放置されているが、人力・農業用機械での耕作等により耕作可能となる農地については再利用としてください。山林と化しているなど、再利用できない土地については不可能という判断になります。 次に、②の非農地の現況についてですが、再利用もしくは不可能と判断した土地については、遊休農地となった原因を調査票に記入いただくようお願いいたします。4ページには判断のためのフロー図を載せていますので、こちらも判断の参考にいただければと思います。5ページには調査票の写しを載せております。この調査票に、利用状況を記入していただくようお願いいたします。 説明は以上になりますが、6月27日（金）14時00分から、この会場で推進委員会議を行い、同様に利用状況調査の説明を行います。参加のご希望ございましたら、推進委員会議にもぜひご出席いただければと思います。報告は以上となります。
議長	質疑はありませんか。 （全員質疑なし）
議長	質疑がないようですので、以上で報告事項を終わります。 これをもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。 これで、令和7年第6回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。（15：00）

以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。

議 長

1 番委員

2 番委員

